

# 宮古市営建設工事請負契約書附属条件

## (趣旨)

**第1条** この附属条件は、宮古市営建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

## (仕様書)

**第2条** 請負契約書別記第1条第1項の仕様書は、次によるものとする。

- (1) 土木工事については、岩手県県土整備部が定める「土木工事共通仕様書（別冊を含む。）」ただし、漁港関係建設工事及び沿岸漁場整備開発工事については、岩手県農林水産部が定める「漁港関係工事共通仕様書」、農業土木工事については、岩手県農林水産部が定める「農業土木工事共通仕様書」
- (2) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事共通仕様書」、「電気設備工事共通仕様書」及び「機械設備工事共通仕様書」
- (3) 水道施設工事については、日本水道協会が定める「水道工事共通仕様書」
- (4) 前各号の規定により適用される仕様書に定めのない事項又は特殊な工事については、別に定める仕様書を優先させるものとする。

## (下請調査)

**第3条** 受注者は、工事の施工に当たり、下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、7日以内に下請調査（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

## (前金払)

**第4条** 請負契約書別記第34条第1項の前払金の支払いは、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額）が200万円を超える場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

- 2 請負契約書別記第34条の2第1項の中間前払金の支払いは、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額）が200万円を超えるものであって、請負契約書別記第37条の部分払の支払いを行っていない場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

## (請負代金の請求)

**第5条** 請負契約書別記第32条第1項、第34条第1項、第3項（第34条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第34条の2第1項並びに第37条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。

## (建設業退職金共済制度等)

**第6条** 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（様式第2号）を契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）に、発注者に提出するものとする。ただし、当該期限内に建設業退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント）を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書（様式第3号）を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項ただし書きによる報告を行った場合は、工事完成時までに前項の規定に準じて報告を行うものとする。この場合、「契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」及び「当該期限内」とあるのは「工事完成時まで」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、請負代金額の増額変更があつた場合に準用する。この場合、「契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」とあるのは「変更契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」と読み替えるものとする。
- 4 受注者は、工事の施工上必要な労働者の確保に当たっては、公共職業安定所の紹介に係る失業者の雇用に努めるものとする。
- 5 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険の付保を証する書面を貼付した法定外労災保険付保状況報告書（様式第4号）を直ちに発注者に提出するものとする。